

尾道市がようやくコロナ被害独自支援策を発表

— 近隣自治体先行実施や世論の高まりを受けて —



日本共産党
市議会議員団
週刊議会報告
【発行】
岡野長寿
(0845-22-2596)
三浦とおる
(0848-48-5044)

尾道市は5月27日13時30分から、議員説明会を開き、コロナ被害に対する独自支援策を公表しました。日本共産党市議会議員団や民主商工会、市民有志の会などが、繰り返し独自支援策の早期実施を求めていました。提案は6月3日から開催される6月定例会に提案されます。共産党市議会では、早期実施が求められる施策は閉会日(30日予定)を待たず前倒しで議決するよう求めることとしています。ここでは、現時点で具体化されたもの、早期実施が求められる施策等を紹介いたします。

尾道市の独自支援事業(案)

事業継続特別支援金給付事業(国の取り組みの隙間をカバー)

令和2年3月〜5月の売り上げ合計額が、前年同月比20%以上50%未満減少し、国の持続化給付金の対象とならない中小企業者に対して支援金を給付します。

事業者向け補助金申請サポート事業(社会保険労務士)(行政書士)

国等の事業者向け補助金の支給に必要な申請書類の作成等を社会保険労務士又は行政書士へ委託した中小業者に対する支援金を給付します。

国保料などの減免

3割売り上げが減少した場合などに減免を行います。

ひとり親家庭応援給付金給付事業(3万円)

令和2年3・4月分の児童扶養手当受給者へ3万円を給付します。

障害のある子どもへの応援給付金事業(5・3・1万円)

令和2年4月分の特別児童扶養手当受給者及び今年度の新規受給者へ給付金を給付します。
特別児童扶養手当1級 5万円
2級 3万円
3級 1万円
障害児福祉手当受給者 1万円

水道料金免除 基本料金2ヶ月分

基本料金	2ヶ月分を免除
家庭用	2,046円
業務用	4,378円
湯屋用	3,880円

「傷病手当給付金を被用者だけでなく、事業主にも拡大せよ！」 — 岡野長寿市議が本会議で質疑 —

傷病手当金は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。支給される額は休まなかつたら得られた給与の3分の2程度と理解ください。

この傷病手当金はサラリーマンなどが加入する協会健保などでは制度化されていませんが、国民健康保険制度にはありませんでした。そこで今回のコロナウイルスにかかった人などに傷病手当を支給することとなったのです。

尾道市も国の財政的支援があることから、この制度をつくることとし、今回の臨時会に専決処分をしたとの報告がありました。共産党市議会では、それ以前にこの情報をキャッチし、尾道市に対して早く専決処分をするよう求めてきました。

臨時会開かれるも、コロナ被害独自支援策議決でなく、市長や議員の期末手当カット...

5月29日臨時市議会が開かれ、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、深刻な影響を受けている市民と市内事業者の状況を踏まえ、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者の令和2年6月に支給する期末手当を20%減額することが議決されました。市議会議員も同じく20%減額することとなりました。

日本共産党は、岡野長寿市議が議案の討論に立ち、臨時議会ですぐに審議されるべきは、コロナ被害から市民を救済する尾道市の独自施策であること、これが6月定例会に先送りされたことは残念であること、②議員の報酬は、2元代表制の下、執行部から独立し、自律性をもって市政を